

新年は1月8日
 (木)より業務を行
 います

事務所だより

カッとび

発行

東葛総合法律事務所

編集責任者 左近允寛久

〒271-0092

千葉県松戸市松戸1281-29

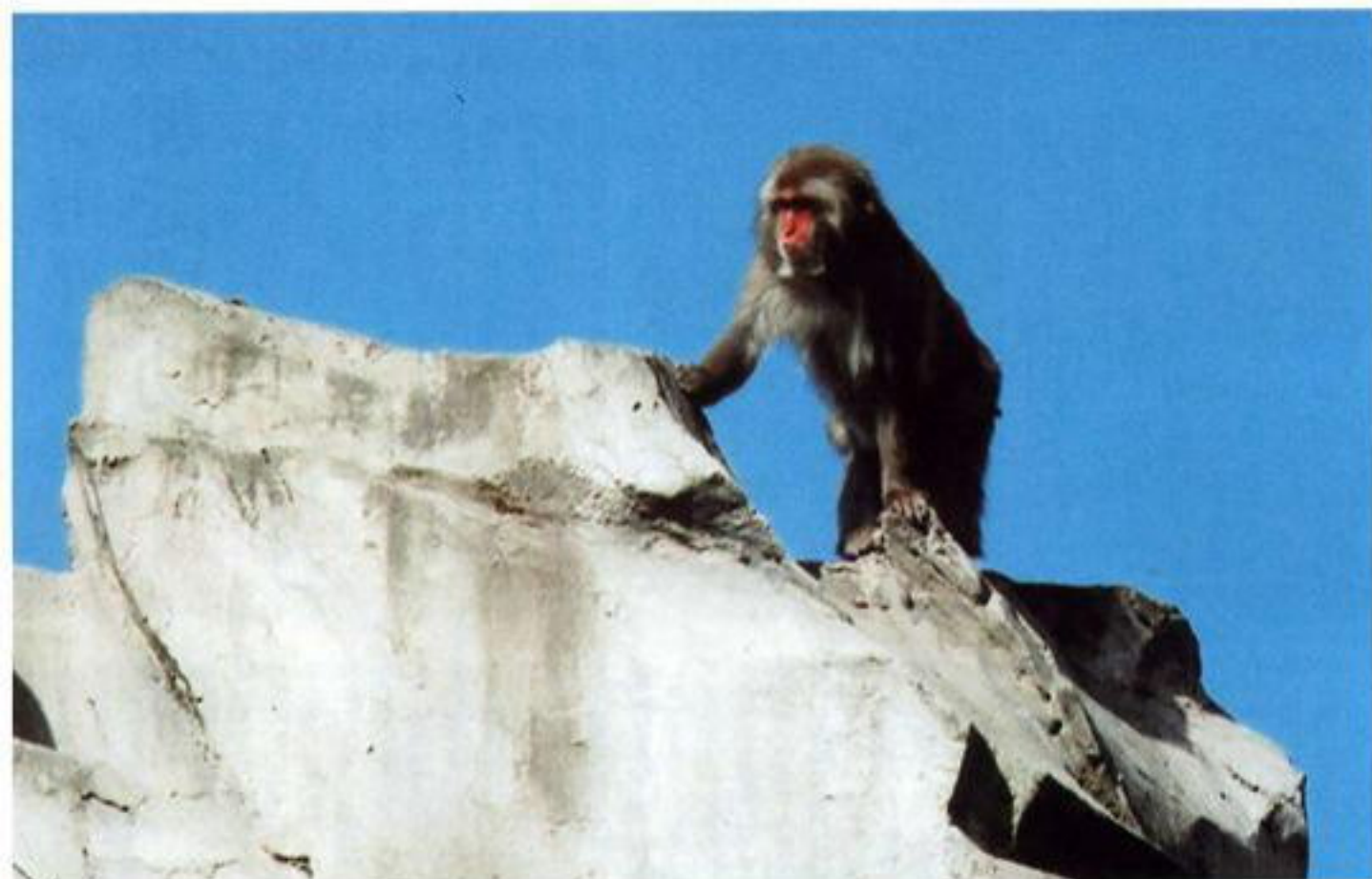
住友生命松戸ビル5階

電話 047-367-1313(代)

FAX 047-367-1319

あけまして おめでとう ございます

2004年元旦



上野動物園にて(撮影 石坂 満さん)

FUKUSHIN

みなさまのご多幸を、心よりお祈り申
 上げます。

政府は、イラクに自衛隊を派遣するこ
 とを決定しました。私達は、この決定に
 真つ向から反対の意思を表明します。

憲法が掲げる国際協調主義は小泉首相
 のいう国際協調主義とは異なります。
 人類の平和的共存をもとめる我が国は、
 多数者、強者に与する方策をとるべきで
 はありません。

我が国こそは、徹底した平和主義を実
 践する国になっていくべきです。今、憲
 法9条を変えようという動きが活発です。
 今、なぜ、憲法9条に掲げる決意をかな
 ぐり捨てなければならぬのでしょうか。
 私達は、決意を撤回するのではなく、こ
 の決意をどう実践するかということが問
 われています。

東葛総合法律事務所

代表

弁護士 蒲田 孝代

弁護士 及川 智志

弁護士 福富美穂子

弁護士 左近允寛久

弁護士 齋藤 雅子

弁護士 田中 淳哉

事務局長 小久保雅弘

事務局員一同

布川事件支援

佐藤光政コンサート
290名の参加で成功松戸市民劇場
ホール一杯に

一月二日(金)午後七時から、松戸市民劇場にて、布川事件支援「佐藤光政コンサート」を行いました。これは事務所と友の会が、第二次再審請求の最大の山場である今、自分たちで何かできないかと考えた結果、主催することになったものです。当日は、290

名の方が参加されました。「壁の歌」や、詩の朗読には多くの人が感動し、大成功に終わりました。そもそも、事務所の布川事件との出会いは、第一次再審請求に蒲田弁護士が弁護団に参加したことから始まります。その後桜井さんと杉山さんが仮出所し、たびたび友の

会の行事に参加していたいただきました。二人の人間にふれ、会員の方々は、彼らの無実を確信してききました。この思いを、なるとかもっと多くの人に伝えたい。このことが支援コンサートに取組む原動力になりました。

また、佐藤光政さんにも第一次再審請求の時から二人を支援し、コンサートを続けています。「壁の歌」には、佐藤さんの強い思いが乗り移り、私達の心の奥底から揺り動かすような感動を与えてくれました。多くの方が

無罪を勝ちとるまで
ご支援を

友の会会長 小儀 一男



一月二日、松戸市民劇場で開催しました布川事件支援「佐藤光政コンサート」は、会場いっぱい参加がありました。

参加者からは「感動しました」という声も届き、大きな支援となりました。コンサートを成功させるために、たくさんの方々の個人のご協力をいただきました。これからも無罪を勝ちとるまで、皆さんのご支援をお願いします。

コンサートのご成功糧に
がんばりたい

弁護士 蒲田 孝代

布川事件を地域に広め、えん罪の構造、奪われた

参加頂いたたくさんの方から、感動のお手紙や励ましのお電話、ご協力のお手紙を頂きました。私達は、この成功を糧にして、一層弁護団の一



日々のお重さと同様について地域のみならずとも考え、行動して頂きたいと願い、コンサートを企画しました。

員事務所として、再審開始、無罪にむけて、がんばりたいと思います。

布川事件
速報

弁護士 福富美穂子



また、確定判決は桜井・杉山は被害者宅のガラス戸を破ってはずし、その際にガラスが割れたとしていますが、物理的にガラス戸は破っても割れない、ほども傷つかない

水戸地裁土浦支部に再審請求の申立をしてから二年がたちました。昨年、数回の進行協議期日を経て事実調べ(証人尋問)という新たなステージに突入し、事件は大きく動き始めました。

九月二十四日、一〇月二日には本事件の柱とも言える殺害方法(死因)等についての意見書が弁護団から新証拠として提出されている法医学者木村康証人の事実調べが行われました。告白を基にした確定判決は、本件は「扼殺」(手指等で頸部を

「扼殺」(手指等で頸部を圧迫して窒息死させる)であるとしていますが、木村証人は死体には「扼殺」の所見は存在せず「絞殺」(ひも状のもので頸部を圧迫して窒息死させる)の所見が存在すると証言し、告白に基づく確定判決と客観的事実の矛盾が明らかになりました。

通常よりも早いペースで予定が次々と入り、弁護団は尋問の準備に追われる日々ですが、このペースを、裁判所が本事件に真摯に取り組んでいる証であると信じて頑張っていきたいと思えます。まさに山場を迎えようとしている布川事件です。

舞台向かって右から、桜井高司さん、杉山卓男さん、蒲田孝代弁護士、佐藤光政さん、藤井ゆりさん

イラク戦争に 正義なし

弁護士 及川智志



イラク派兵は憲法に反することが明らかです。小泉首相は派兵を正当化するのに憲法前文の国際調和主義を持ち出し、

「われらは平和を維持し、国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ」などと、あくまでも平和的手段による国際調和を宣言しており、軍事力の行使がそれに該当しないことは明白だからです。この小泉首相の説明は国民を愚弄するものと思えません。くわえて、憲法9条を無視する小泉首相は自らの存在基盤である憲法(67条、43条等)を犯す者ですから、直ちに総理大臣の座を降り、国会議員を辞するべきです。

次に、イラク派兵は、非戦闘地域での活動を予定したイラク特措法(2条3項)にすら反します。少なくとも国連撤退後のイラクには、米英中心の占領軍が駐留しているだけであり、現地報道が伝えるとおり、まさに「戦地」に他ならないからです。

さらに、自衛隊の目的は「わが国の平和と独立を守ること」ですから(自衛隊法3条)、イラク派兵は同法にすら反します。これまでの自衛隊についての政府見解は「国を守るための必要最小限の実力」であり、そう主張することがかろうじて自衛

隊の合憲解釈を導いてきました。とすれば、他国に兵を派遣する武力集団は、違憲、かつ自衛隊とは異なるものです。それは、端的に軍隊であり、強度の違憲性を有するがゆえに、直ちに解体すべき不法の集団に他なりません。

今般のイラク戦争に正義はありません。なにによりも、私は、私の国の軍隊が他の国の人を殺戮したり、その手伝いをすることに我儘がならないのです。

新人弁護士 田中淳哉です



私が大学生だった頃は阪神大震災、米兵による少女暴行事件や薬害H1V訴訟など、社会全体に大きな衝撃を与える出来事が相次いだ時期でした。私は「どうなっているんだらう、自分にも何かできることはないか」といった思いから色々なことに参加しました。

震災ボランティアで炊出しや聞き取りをする中で、復興の中心となるべき住民の声が反映されないことに不条理を感じました。沖縄では泡盛を飲みたい、琉球民族には非武の伝統があること、地上戦とその後土地収奪の奇烈さ、米兵の凶悪犯罪が繰り返されていること等々。そして平野部

のほとんども米軍基地である現実を目の当たりにして、基地の撤去を求めました。また、大学内で田中悦子さんの講演会を聞き、参加者に呼びかけて「支える会」をつくりました。命より金儲けが優先されたこと、薬害が繰り返されていることに憤りを感じました。社会的弱者に光が当たらない現実を実感すると同時に、社会のゆがみを是正するために奮闘する弁護士の姿を見て感銘を受けました。そうなれるよう精進する決意です(ご指導下さい)。

「むちうち」の 正体発見

弁護士 左近允寛久



検査では異常ないのに、激しい頭痛や肩・首の痛み、手のしびれなど多彩な症状に悩まされる「このような「むちうち症」に悩まされている人は、全国に2000万人いる」といわれています。特に交通事故でむちうち

ち症になった場合、検査に現れないため、治ってもいないのに、保険会社からは治療費の支出をうち切られ、慰謝料も雀の涙、果ては詐病だ、精神病だと言われるなど、非常につらい思いをするケースも少なくありません。しかし、最近、このむちうち症が「低髄液圧症候群」という脳神経外科の病気であることが分かってきました。

この病気は、何らかの衝撃で脳と脊髄を覆っている硬膜が破れ、そこから髄液が漏れだし、その結果、髄液に浮かんでいる脳が下に沈み、小脳や神経中枢を圧迫するためさまざまな症状を発症する病気です。この病気の存在自体は前から知られていましたが、むちうち症と結びつけて考える医師はいませんでした。しかし、3年くらい前からむちうち症の患者にこの病気の多いことが分かってきたので、もし、むちうち症の人が低髄液圧症候群だということになれば、治療が可能になる可能性があります。実際に、これまでいくつもの病院を回っても治らなかった人が、この治療を施して劇的に改善したという例がいくつもおこっています。さらに、むちうち症が低髄液圧症候群という明確な病名であることが分かれば、治療費打ち切りや慰謝料も、大幅に増額される可能性があります。また、むちうち症の人たちに対する偏見も取り除くことができるでしょう。このように、むちうち

症=低髄液圧症候群というこの影響は、治療にも法的にも非常に大きなものがあります。このむちうち症=低髄液圧症候群であることを世間に認知させ、治療の点でも、交通事故の損害賠償の点でも大きく扱いを変えていく必要があります。今、私は裁判や弁護士のネットワークを作ることを通じて、そのための運動をやっているところです。

知っていますか？

リーガルサービスセンター（LSSC）構想

——本当に理想的な制度なの——

弁護士 齋藤雅子

リーガルサービスセンター（LSSC）構想って知っていますか？司法をより国民の身近なものにしようという「司法制度改革」その一環として、

国民が法的トラブル解決に必要なサービスを受けやすくするネットワークを構築しようとの動き、これがLSSC構想。このネットワークを運営するのがLSSCです。

これは、主に次の5つの課題を实践しようとしています。①国民の司法への窓口を広げる「司法

へのアクセス拡充」②資力の乏しい人も弁護士の援助を受けられるようにする「民事法律扶助」③

捜査段階の被疑者にも現在の被告人に対する国選弁護人と同様の制度を設ける「公的弁護制度」④居住地域による弁護士へのアクセス格差を解消する「弁護士過疎地対策」

そして、⑤「犯罪被害者支援」です。

これらが実現したならば、司法を遠くに感じていた国民にとって、LSSC構想は、理想的なものだと思えるでしょう。

本当に理想的な制度なの？

しかし、LSSC構想には、様々な問題があります。

まず、LSSCは、国費に運営され、独立行政法人となる方向です。これはLSSCの組織、業務、資金使途等に国が関与してはならないと、LSSC構想は、理想的なものだと思えるでしょう。

間接行使という国家権力に對峙していく者。これでは、弁護士活動の独立性が脅かされます。

次に、「弁護士過疎地対策」。これが、弁護士過疎の実体、各地域の弁護士需要の実体を十分に反映しているかという点です。現に、LSSC構想を受けて、日弁連が松戸支部に公設事務所を設置しようとして検討しています。

しかし、松戸支部では、弁護士不足は実感されていません。真に弁護士を

必要としている地域が他にあるはずで、

さらに、LSSC常駐弁護士の任期制が検討されていますが、地域の求める理念、知識、経験を持った弁護士が配置されるのか、ただ限られた期間、形ばかりに弁護士業務を行うという体制では、かえって国民の利益を害することになります。

このような問題の多いLSSCを許してしまってもいいのでしょうか。許すべきではありません。



薬害C型肝炎訴訟について

弁護士 田中淳哉

C型肝炎は、慢性肝炎、肝硬変を経て肝臓癌にまで至ることもある重い病気です。ウイルスが混入した血液製剤を投与されてC型肝炎に感染した人達が、現在国と製薬企業を相手に訴訟を起こしています。C型肝炎の主たる治療法であるインターフェロン療法は、感染者の約30%にしか効果がない上、高熱で、脱毛や鬱病など強烈な副作用を

伴うものです。また、病気に對する不当な差別や偏見は医療機関においてすら存在します。患者の抱える肉体的・精神的・経済的負担は甚大です。

原告の多くは、出産時に緊急の止血目的等から血液製剤を投与されました。出産は直接・間接に誰もが関わる問題であり、

決して他人事ではないと思います。発症するまでが長いため感染に気付か

ない人も大勢います。現在感染者は二百万人とも言われています。この二百万人を救済することが最終目標です。戦後日本の血液行政の責任を総括的に問う壮大な意義をもつ訴訟です。薬害HIV訴訟を上回る運動の盛り上がりが必要です。皆さんも是非法廷に足を運んで下さい！

東京地方裁判所103号法廷
二月二四日一五時～
四月二〇日一五時～

友の会 コーナー

忘年会に
72名が参加

一二月二日に開いた忘年会には72名の方が参加されました。今年もテーブル対抗のクイズ（出題者佐藤雅典さん）で盛り上がりました。友の会は二月一四日に松戸市民会館で学習会を予定しています。（詳しくは事務所まで）

鹿戸浩子さんが退職

鹿戸さんより

受付担当の鹿戸さんが昨年一二月に退職されました。一年一〇ヶ月間お疲れ様でした。



受付で直接お客様と接する機会が多く、日々変化があり充実した毎日でした。また友の会では、様々な考えを持った人達との交流があり、私には新鮮なものでした。本当に今までお世話になりました。ありがとうございます。

編集後記

新年おめでとうございませぬ。昨年弁護士が増え、事務所はますますバウアップしました。最

近、憲法改革がさらに現実的になっていきます。これを阻止するために、事務所一同、頑張りますので、今年もよろしくお願ひ申し上げます。



ザ・クレストホテル（柏市）にて